平成２２年（フ）第５号
鳥取県倉吉市大平町１番地１　サンテラス大平502号
債務者　丸山由紀子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１８２６号
広島市南区東霞町14番７―101号
債務者　内田　大海
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９８４号
広島県廿日市市友田1377番地
債務者　畠田　一子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２００４号
広島市中区西十日市町６番３―202号
債務者　太田　順一
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２００５号
広島市中区西十日市町６番３―202号
債務者　太田　一美
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０７０号
広島市東区山根町27番２―608号
債務者　福本　千秋
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０８６号
広島県安芸高田市八千代町佐々井1073―１、住民票上の住所広島県安芸高田市八千代町上根1049番地１
債務者　森　　俊也
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１５４号
広島県東広島市西条町福本1352番地２
債務者　山内　弘子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１６６号
広島市東区福田２丁目338番地１　ファモーレＡ102号
債務者　木地　大輔
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１９５号
広島市安佐南区祇園６丁目３番21―６号
債務者　仲田　政幸
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２２６号
広島市南区霞１丁目４番３―701号
債務者　矢代　忠則
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４９号
広島県呉市焼山北２丁目８番２―305号
債務者　山本　貴彦
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２５４号
広島県竹原市本町１丁目14番９号
債務者　古谷　茂久
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２５６号
広島県呉市中通３丁目７番18号
債務者　後藤　美紀
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２６４号
広島県呉市押込４丁目26番７号
債務者　宮崎亜紀子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２６７号
広島県呉市吉浦池ノ浦町９番６―801号
債務者　甲田　裕美
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２６８号
広島県呉市音戸町波多見５丁目21番16号
債務者　益　まゆみ
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２７０号
広島県呉市安浦町安登西８丁目13番27号
債務者　樋口　義治
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所呉支部